Ｒ５ゼロ　徳島県総合情報通信ネットワークシステム

衛星系更新設計業務

仕　様　書

徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課

第１章　総則

第１条　適用

本仕様書は、徳島県(以下「発注者」という。)が発注するＲ５ゼロ　徳島県総合情報通信ネットワークシステム衛星系更新設計業務(以下「業務委託」という。)に適用する。

第２条　業務の目的

業務委託は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という。）のうち、衛星系の更新を行うために必要な事項等について調査、検討、発注者への複数の整備案の提案、整備方針決定後の設計、積算、発注仕様書、工事図面の作成等を行う実施設計業務とする。

第３条　適用法令等

業務委託の実施に当たっては、この仕様書に定める他、次に掲げる規定等に準拠したものとする。（改定等があった場合は何れも最新のものに準拠する。）

（１）　電波法及び同法関係規則、告示、通達
（２）　電波法関係審査基準及び免許方針
（３）　(一財)自治体衛星通信機構（以下「ＬＡＳＣＯＭ」という。）が制定した「地域衛星通信ネットワーク第３世代システム整備要領書書」及び「ＬＡＳＣＯＭ第３世代網機器標準規格書集」ほか関連技術資料
（４）　電気通信事業法及びその関係法令
（５）　有線電気通信法および同法施行令、同法施行規則
（６）　電気設備技術基準
（７）　日本電機工業会規格（ＪＥＭ）
（８）　日本工業規格（ＪＩＳ）
（９）　電子情報技術産業協会規格（ＪＥＩＴＡ）
（10）　電気規格調査会規格（ＪＥＣ）
（11）　徳島県および国土交通省が定めた設計、積算及び工事に関連する各標準仕様書、共通仕様書及び技術関係資料
（12）　災害対策基本法、気象業務法、水防法及び消防法等その関係法令
（13）　建築基準法、自然公園法等その他関連法令、規則及び県が貸与する関連資料

第４条　一般事項

（１）　本仕様書に明記されていない事項であっても、業務委託の目的上、当然行わなければならない事項は、受注者において充足するものとする。
　また、受注者は、本仕様書について疑義が生じた場合、発注者と協議のうえ決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。
（２）　受注者は、現状のネットワークシステムの内容を十分に理解し、業務を行うものとする。
（３）　受注者は、業務委託の目的及び内容を十分理解し、業務委託を遂行するに十分な技術と経験を有する管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
（４）　管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
（５）　管理技術者は、業務委託の目的及び内容に十分精通し、監督員との連絡を密にし、発注者側の意向をよく理解し行うものとする。
（６）　管理技術者は、監督員との協議事項及び打ち合わせ事項をすべて記録整理しておくものとする。
（７）　受注者は、成果物の照査を行う照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
（８）　照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行う者であり、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身により照査を行うものとする。

（９）　照査技術者は、管理技術者と同等の技術と経験を有する者であり、管理技術者を兼ねることはできない。
（10）　受注者は、業務委託により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。契約終了後も同様とする。
（11）　受注者は、次に掲げる業務を再委託することはできない。
① 設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
② 解析業務における手法の決定及び技術的判断
ただし受注者は、前記①及び②に規定する業務以外で再委託をしようとする場合にあっては発注者の承諾を得なければならない。なおコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、受注者の承諾を必要としない。
（12）　業務委託の履行中、必要と認められるときは、発注者は、受注者に対し随時経過報告を求めることができるものとし、受注者は、発注者からの依頼、要求に対し、必要な書類、資料及び電子媒体を速やかに提出するものとする。途中経過の状態でも仮提出しなければならない。
（13）　工事発注に必要となる各種図面（配置図、平面図、システム系統図、システム構成図等）が完成したときは監督員の承諾を受けなければならない。また監督員から請求があった場合は途中経過の状態でも速やかに提出しなければならない。

第５条　業務委託箇所
徳島市万代町他

第６条　契約締結後の図書、書類提出
受注者は、契約締結後、目的、内容、時期、実施方法、調査人員、その他必要な事項を記載のうえ次の図書、書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。
（１）　着手届
（２）　業務計画書
（３）　管理技術者通知書（同経歴書）
（４）　照査技術者通知書（同経歴書）
（５）　業務工程表
（６）　その他必要とする資料

第７条　業務計画書
受注者は、契約締結後７日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
(1)業務概要　(2)実施方針　(3)業務工程
(4)業務組織計画　(5)打合せ計画　(6)成果品の品質を確保するための計画
(7)成果品の内容、部数　(8)使用する主な図書及び基準　(9)その他

第８条　業務委託に関する事項
次の事柄に留意の上、業務委託を行うこと。
（１）　常に発注者と密接な連絡をとり行うこと。
（２）　作業員に対し事故防止のための教育を行うこと。これを怠ったために生じた損害は全て受注者の責任とする。
（３）　火気、戸締まりに細心の注意を行うこと。
（４）　業務委託実施中に既設の施設等に損傷を与える恐れがある場合また、与えた場合は速やかに、監督員に報告し、その指示に従い、受注者の責任において修理、取り替え等必要な措置を行うものとする。
（５）　業務委託にあたっては、総務省の電波行政の方針やＬＡＳＣＯＭの規格に沿ったものとし、関係法令・関係諸官庁との打ち合わせを十分行って進めること。また、現地調査を行うにあたり、地権者、関係諸官庁、ＮＴＴその他に対する手続が必要となる場合には、受注者は一切の諸手続に必要な書類、資料等を作

成するものとする。
（６） 業務委託は、正確かつ丁寧に行い、実用的に満足させるとともに、構造物に係る設計については、強度、耐久性、経済性等の諸要素を考慮するものとする。
（７） 業務委託にあたっては、現地をよく把握し、地形等の条件、技術的条件等を考慮して現地の施工に合致する調査・設計を行わなければならない。
（８） 業務委託にあたっては、更新にかかる費用及び更新後の運用に必要な経費ができる限り安価なものとなるように心がけること。
（９） ネットワークシステムは、防災用のネットワークシステムであることから、耐災害性及び信頼性が高く最適な機能を有するものであることはもちろんのこと、操作、清掃、調整、点検及び修繕等が容易に行える構造かつ危険のない構造のものにより構成するものとする。
（10） 汎用品の採用や、将来的なシステムの展開、拡張性を考慮するとともに、市販品、民生品等一般的な機器やソフトウェアが使用できる場合は取り入れて設計を行うこと。
（11） 業務委託にあたっては、ＬＡＳＣＯＭ、採用する民間衛星通信サービス及び現状のネットワークシステムにおいて仕様や規格が特定されているものを除き、ハード、ソフトとも特定仕様で構成せず、標準的な仕様とすること。
（12） 業務委託にあたっては、設計基準を明示し、電気通信設備関係の法令、技術基準、工事共通仕様書等に記載された内容に違反しないこと。
（13） 他の既存無線局等に対して電波障害等を発生させる恐れがあると認められた場合には、その対策を立案するとともに、関係者と十分な協議及び調整を実施するものとする。
（14） 工事施工時に許認可事項に関連するものがある場合は、報告書に記載すること。また、許認可に掛かる書類、資料等が必要な場合は受注者が作成するものとする。
（15） 構造強度検討、その他土木設計、建築設計等、各種検討・調査・設計に関してそれぞれ資格要件がある場合は有資格者が行うこと。
（16） 積算にあたっては、県や国土交通省監修の積算基準等を遵守し、これに基づき積算すること。一般的な製品は建設物価等を使用し、特殊な製品については、供給者が業者間の契約等により１社に限定されているものを除き、複数の製造者等から見積を徴収すること。その際、各機器・装置毎に原則３社以上とする。なお、見積書徴収にあたっては県の承諾を受けなければならない。また、単価の採用根拠を明らかにし記載すること。

第９条　業務打ち合わせ

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者、担当技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。また、管理技術者、担当技術者は打合せ時以外においても、作業進捗状況や検討内容等の経過報告を月１回以上文書または電子メール等により監督員に報告し、監督員の指示を受けなければならない。なお、報告の様式は問わない。

業務打ち合わせは概ね次のとおりとする。ただし、これ以外に発注者が必要と認めた場合は、その指示に従い随時開催するものとする。また打ち合わせの内容についてはその都度受注者が議事録を作成し、相互に確認しなければならない。

（１）業務着手時
　業務履行や仕様内容の確認、疑義等に係る打合せ
（２）履行期間中
　設計に必要な情報整理等に関する打合せ、現地調査に関する打合せ、整備方針検討に関する打合せ、更新計画・スケジュールに関する打合せ、中間報告会、最終の設計結果・積算結果と方針に関する打合せ及び関係各課・機関との協議における技術支援等を含む

（３）最終報告・成果品納品時
　　最終報告と成果品の納品

打ち合わせは原則として、徳島県庁で行うものとするが状況に応じてオンラインも活用するものとする。

第２章　業務の内容

第１条　衛星系更新の概要

災害時における県と市町村及び関係機関等の情報連絡体制を確保するため、徳島県では平成７～８年度にかけて地上系無線と衛星系で構成されるネットワークシステムを整備したが、「非常時の通信手段として確実性と信頼性を確保すること」と「既存ＩＣＴ（庁内グループウェア等）が活用できるＩＰ化（県庁ＬＡＮを無線で補完）の推進による高機能化」を図ることを目的とし、平成２６～２７年度にかけて全面的に再整備を行い現在のネットワークシステムを運用している。

この際、衛星系については万代庁舎や一部の県庁舎にＬＡＳＣＯＭの地域衛星通信ネットワーク第２世代システム（以下「ＬＡＳＣＯＭ第２世代システム」という。）を整備するとともに、現在の災害対応に必須となるインターネット接続機能を地上系回線途絶時でも確保するため、県の各機関、市町村、消防本部、防災関係機関等に民間衛星通信サービスのＩＰＳＴＡＲブロード・バンドサービス（以下「ＩＰＳＴＡＲ」という。）を整備した。

このうち、地域衛星通信ネットワークについては、近年の激甚化・頻発化する災害に備え、都道府県防災行政無線の衛星系として、「地域衛星通信ネットワーク第３世代システム」（以下「ＬＡＳＣＯＭ第３世代システム」という。）の一体的な整備が全国で進められおり、一方、ＩＰＳＴＡＲについては令和６年１２月末にサービス提供期限が到来するためこれに対応する必要がある。

業務委託では、ＬＡＳＣＯＭ第３世代システムの導入とＩＰＳＴＡＲの後継となる民間衛星通信サービスの導入というネットワークシステム衛星系更新のため、必要機能、仕様等を整理し、現地調査等の結果を踏まえて、衛星系更新方針及び通信機能等の検討・方針決定及び設計、並びに更新に伴う既存設備等の仮設・撤去の検討・設計などを行い、衛星系更新工事発注に必要となるシステムの構成、仕様、事業費積算、発注仕様書、設計書、工事図面、更新スケジュール、関係機関協議資料等の作成を行うものである。

（１）更新対象予定箇所
　　別添資料（２）、（３）参照。
　　なお、既設衛星系未整備である徳島市内の県有施設１箇所について、民間衛星通信サービスを導入予定であるため対象箇所として調査・設計を行うこと。（施設：徳島県立東部防災館　住所：徳島市東沖洲１丁目８）

（２）衛星系更新に伴う調査・設計・積算・現ネットワークシステムから新ネットワークシステムへの更新移行計画（撤去等を含む）を策定し、計画に基づく機器移設、仮設、撤去方法について設計を行い撤去仕様書・工事図面を作成すること。必要に応じ現状復旧設計も行うこと。

（３）業務委託にあたっては、経済的かつ信頼性の高いシステムとなるよう、最新の技術を適用して設計すること。

（４）現ネットワークシステムの既設設備との取り合わせや他部局・他機関管理の関連システムとの整合性、接続性等に関連し必要な部分は施工業者及び製造業者から助力を受け、現ネットワークシステムとの連携に不都合が無いように設計すること。

（５）衛星系更新に際し、仮設・移設が必要な場合、仮設・移設に際しては各種法の規定等に合致した方法であるとともに、仮設・移設期間中の耐災害性や施工方法等が耐えうるものであること。

（６）現ネットワークシステムの機能をできる限り停止させない方法で新システムに移行できる設計とすること。新旧ネットワークシステムの移行方法、移

行時の運用停止時間及び施工の容易さ、経費等を十分検討し、合理的かつ経済的なスケジュールとなるよう業務委託において検討し、決定すること。

第２条　現地調査

（１）　現ネットワークシステムの衛星系を構成する全ての局（ＴＶＲＯ局含む）について、鉄塔、空中線柱の劣化具合の確認、機器・空中線の取付状況及び設置スペースの調査を実施するとともに写真や完成図書（※）を用いた現状把握から、衛星系更新にかかる工事図面作成に必要な通信機器、関連機器の設置場所、給電線、各種ケーブルのルート調査を行い、流用、改修の要否の検討や空中線設置位置・指向方向検討等を行いシステム設計に反映させる。空中線・機器の取付状況や設置スペース、配管、ケーブルの状況、電源分岐点、施工の際の周囲環境等も調査するものとする。

※　完成図書とは基本設計、現ネットワークシステムに関する仕様書、回線設計書、システム構成図、回線系統図、無線局免許申請書、運用履歴簿等を指す。以下同様。

（２）　現ネットワークシステム構成機関の内、庁舎建て替え、新築を計画している機関については、建て替え、新築予定場所で前記（１）と同様の調査を行い、システム設計に反映させる。建て替え、新築場所にまだ構造物が無い場合は、受注者が関係先から建築図面等を入手し設計・積算を行うこと。

（３）　既設機器を改修して使用するものは改修仕様を作成すること。

第３条　衛星系更新の設計

（１）　衛星系更新の仕様決定

ア　地域衛星通信ネットワークの仕様決定

イ　ＩＰＳＴＡＲ後継の民間衛星通信サービスのサービス選択と仕様決定

（２）　ＬＡＳＣＯＭ第３世代システム化に関連するシステム機能の仕様決定

ア　交換機能

イ　一斉指令機能（県独自アプリ）

ウ　消防庁一斉指令システム

エ　映像情報機能

オ　本県が運用してるヘリサットシステム、ヘリコプターテレビ伝送中継システムを連携させるために必要な機能

カ　Ｊアラート（全国瞬時警報システム）機能

第４条　更新計画の策定

（１）　更新スケジュールの策定

策定に際しては、ＬＡＳＣＯＭ第３世代システムと民間衛星通信サービスを一括で発注する場合と分離して発注する場合で検討・策定すること。

また、これに関係して積算書・工事発注仕様書等も分離発注する場合のものを作成すること。

（２）　新旧ネットワークシステム及び関連システム移行計画の策定（仮設、建て替え、撤去を含む）

第５条　積算

第１章第３条、第８条、第２章第４条及び次の事柄に留意して行う。

（１）　仮設、建て替え、撤去、処分、関係手数料等全てを含んだ事業費を算出すること。

（２）　工事発注に必要となる数量計算書を作成すること。

（３）　積算書及び金抜き設計書を作成すること。

（４）　各局毎、各工種毎に算出すること。

（５）　各年度毎の事業費を算出すること。

（６）　積算根拠を記載すること。

第６条　業務の詳細

業務内容について、第１章および第２章に記載の他、設計に当って留意して実施すべき内容については、次のとおりである。

（１）衛星系更新設計

ア 地域衛星通信ネットワーク

（ア） 県庁統制局のＬＡＳＣＯＭ第３世代システム化については、ＬＡＳＣＯＭ第３世代システム新規単独導入のほか、現状のＬＡＳＣＯＭ第２世代システムにＬＡＳＣＯＭ第３世代システムを連携させる「ハイブリッド化」についても検討すること。

検討・提案結果に基づき、整備方針を決定するので、決定した方針に応じた設計・積算等を行うこと。

（イ） ＬＡＳＣＯＭ第３世代システムで運用可能な衛星可搬局の導入について検討すること。

（ウ） 市町村役場設置局の更新等に際し、既設のＴＶＲＯ局へのＪアラート接続状況を調査し、ＴＶＲＯ局にＪアラートを接続している市町村（１０市町と想定）については本県が整備するＬＡＳＣＯＭ第３世代システムとは分離してＪアラートを受信できるように設計すること。

イ 民間衛星通信サービス

（ア） ＩＰＳＴＡＲの後継サービス候補としてインターネット接続サービスを提供しているものを３システム以上選定し、サービス運営会社等に対するヒアリングや検証等を行い、機能、コスト面（イニシャル・ランニング）、将来のサービス提供期間等を整理・比較しサービスの選定を行い、選定結果に基づき設計を行うこと。

（ウ） インターネット接続機能のほか、現在ＩＰＳＴＡＲで実現している音声通話、ＦＡＸ通信（インターネットＦＡＸ）及びＦＡＸの機種仕様による順次同報的な一斉送信が可能かについても機能とコスト面から検討を行うこと。汎用の通信アプリの導入についても同様とする。

ウ ＬＡＳＣＯＭ第３世代システムに関連する機能と仕様の検討

（ア） 交換機能

万代庁舎、防災センター、南部総合県民局美波庁舎、西部総合県民局美馬庁舎の庁内内線電話・ＦＡＸ網との接続について、現状と同様に内線接続でき職員が利用しやすいよう効率的、効果的な接続となるよう所管課である管財課等とも十分協議を行い設計すること。

（イ） 一斉指令機能（県独自アプリ）

県庁統制局（災害対策連絡本部室及び無線統制室）及び災害対策本部が設置される代替庁舎（中央警察署、西部総合県民局美馬庁舎）からＶＳＡＴ局に対し、音声やデータ（メッセージ、スキャナ取り込み原稿等）を一斉配信し、ＶＳＡＴ局側で受信できるシステムを検討・提案すること。

（ウ） 消防庁一斉指令システム

総務省消防庁が作成した「地域衛星通信ネットワーク第３世代システム消防庁一斉指令システム受令設備機器構成（令和４年１０月）」に基づいて検討を行うこと。

なお、本県側の受令設備を万代庁舎のほか、災害対策本部が設置される代替庁舎（中央警察署、西部総合県民局美馬庁舎）への整備可否についても検討を行うこと。

（エ） 映像情報

ＬＡＳＣＯＭ第３世代システム新規単独整備又は「ハイブリッド化」を行った際、現状と同様に万代庁舎内や映像情報を共有する他機関向けに映像の配信が行えるよう映像集配信装置の改修の要否についても検討し、映

像規格の変更等によるマトリクススイッチャーやコーデック等の改修等について検討すること。既存のヘリコプターテレビ伝送中継システムとの連携についても同様とする。

（オ） ヘリサットシステム

ＬＡＳＣＯＭ第２世代システム上で本県が運用している既設ヘリサットシステムについて、ＬＡＳＣＯＭ第３世代システム導入後も支障なく運用できるよう検討を行うこと。

（カ） Ｊアラート

万代庁舎ではＬＡＳＣＯＭ第２世代システムのアンテナ等を利用してＪアラート信号を受信しおり、更新後の受信方法について検討すること。

また、市町村役場設置局の更新等に際し、既設のＴＶＲＯ局へのＪアラート接続状況を調査し、ＴＶＲＯ局にＪアラートを接続している市町村（１０市町と想定※）については本県が整備するＬＡＳＣＯＭ第３世代システムとは分離してＪアラートを受信できるように設計すること。

※１０市町：美馬市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、上板町、つるぎ町、東みよし町

（２）整備費算定

ア 事業費の算定に当っては、機器の設計製作・調達・据付費用はもちろんのこと、既設機器の撤去、仮設、建て替え、補強改修、処分、各種許認可手続き費用、電波法その他の法令等に基づき必要な手数料等についても積算し再整備工事の施工上必要な経費は全て積算すること。

また、第２章第４条に記載の分離発注する場合にも対応して作成すること。

イ 各局毎、各工種毎に算出すること。

ウ 更新計画に基づく各年度ごとの積算を行い、全体事業費を算出すること。

エ 工事発注に必要となる数量計算書を作成すること。

オ 積算書及び金抜き設計書を作成すること。

カ 積算根拠を記載すること。

（３）中間報告

更新設計案からなる中間報告書を令和５年９月中の監督員が指示する期日までに提出すること。なお、中間報告書の内容は次のとおりとし、詳細については、当該時期までの進捗状況等に応じ発注者と受注者の協議によるものとする。

ア 当該時期までの調査結果

イ 更新設計案

（ア） システム構成

（イ） システム仕様

（ウ） 概算工事事業費（各局毎に算出）

ウ その他必要な事項および監督員の指示する事項等

第８条 成果品

成果品は、原則として国土交通省の電気通信施設設計業務共通仕様書及び次によるものとし、その取りまとめは監督員の指示による。それぞれ単独の図面、書類とせず必要に応じて、関連するものをまとめて作成して差し支えない。また成果品として取りまとめたものは、管理技術者が報告しなければならない。

報告書の作成に際しては、国土交通省電気通信施設設計業務共通仕様書に記載のある次の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成する。

・設計条件
・回線系統
・システム系統
・各装置、各施設諸元
・設計結果表
・回線設計表

・工事実施にあたっての留意事項
・構造計算結果
・決定根拠
・その他必要なもの

なお、成果品の作成に際しては、衛星系更新事業の要点を抽出した数ページ程度の説明資料を併せて作成すること。内容等については監督員と協議して決定する。

（１） 設計業務成果概要書
国土交通省電気通信施設設計業務共通仕様書に記載の「設計概要書」及び「更新事業要点説明資料」を含む。

（２） 設計図面
原則として次のとおりとするが、局別に必要な図面等については、監督員と協議して決定する。
ア　システム関係
（ア）システム構成図（全体）
（イ）システム構成図・系統図（システム毎）
（ウ）システム構成図（局種別毎）
イ　電気・通信工事設計関係
（ア）位置図
（イ）回線系統図
（ウ）敷地平面図
（エ）機器構成図
（オ）機器配置図
（カ）機器据付図
（キ）空中線取付図
（ク）空中線系統図
（ケ）配線系統図
（コ）配線配管図
（サ）単線結線図
（シ）機器間配線図
（ス）仮設図（局毎、必要に応じて）
ウ　鉄塔・鋼管柱・局舎工事関係（既設改修や新設を行う局を対象とする。）
（ア）位置図
（イ）敷地平面図
（ウ）鉄塔一般図
（エ）鉄塔詳細図（リング、昇降設備、ラック含む）
（オ）アンカー材詳細図
（カ）電気・避雷設備詳細図
（キ）基礎一般図
（ク）配筋図
（ケ）接地設備詳細図
（コ）機材数量表
（サ）鉄塔改修図
（シ）鉄塔設計図面
（ス）鉄塔改修図面
（セ）鋼管柱詳細図（類型化すること）
（ソ）鋼管柱基礎図（建物改修図、防水図含む）
エ　その他
（ア）付帯設備図
（イ）その他必要なもの

（３）仕様書

ア　機器仕様
イ　ソフトウェア改修仕様（必要に応じて）
ウ　工事仕様（仮設、撤去含む）
エ　鉄塔工事仕様（必要に応じて。改修・補強仕様含む）
オ　基礎工事仕様（必要に応じて）
カ　局舎工事仕様（必要に応じて）
キ　造成工事仕様（必要に応じて）
ク　建築工事仕様（必要に応じて　改修、防水仕様含む）
ケ　建築付帯設備工事仕様（必要に応じて）

（４）各種計算書・検討書　（必要に応じて）
ア　電源容量計算書
イ　鉄塔構造計算書
ウ　鋼管柱強度計算書
エ　鉄塔・鋼管柱基礎強度計算書
オ　局舎基礎強度計算書
カ　各種比較表、調書

（５）数量計算書等
ア　数量計算書（工種別、局別に取りまとめたもの）
イ　ソフト改修工数計算書（必要に応じて）
ウ　金抜き設計書（第２章第４条記載の分離発注に対応すること）

（６）工事費積算（第２章第４条記載の分離発注に対応すること）

（７）施工計画書（第２章第４条記載の分離発注に対応すること）
ア　計画工程表
イ　使用機械
ウ　施工方法
エ　施工管理
オ　仮設備計画
カ　特記事項その他

（８）その他成果等
ア　現地調査報告書
イ　調査日報
ウ　打合せ議事録
エ　写真
オ　四国総合通信局協議資料（必要に応じて）
カ　ＬＡＳＣＯＭ協議資料
キ　ＬＡＳＣＯＭ第３世代システム整備方針比較検討資料
ク　民間衛星通信サービスの機能・コスト等比較検討資料
ケ　移行計画書（第２章第４条記載の分離発注に対応すること）
コ　更新スケジュール（第２章第４条記載の分離発注に対応すること）
サ　技術支援資料
シ　許認可等手続き書類
ス　照査報告書
セ　その他必要なもの

【提出部数等】
冊子及び電子データ　２式以上
その他、関係機関との協議資料についてはその都度指示する。

第９条　会議資料の作成等

契約期間中に徳島県庁内外で衛星系更新に関する会議や仕様検討協議等が開催される場合は、監督員の指示に基づき、会議資料の作成及び徳島県外を含む会場での会議への参加、技術アドバイス、議事録の作成を行うものとする。

【添付資料】

（１）　徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図（現状）
（２）　地球局の設置場所等（ＬＡＳＣＯＭ）（現状）
（３）　地球局の設置場所等（ＩＰＳＴＡＲ）（現状）

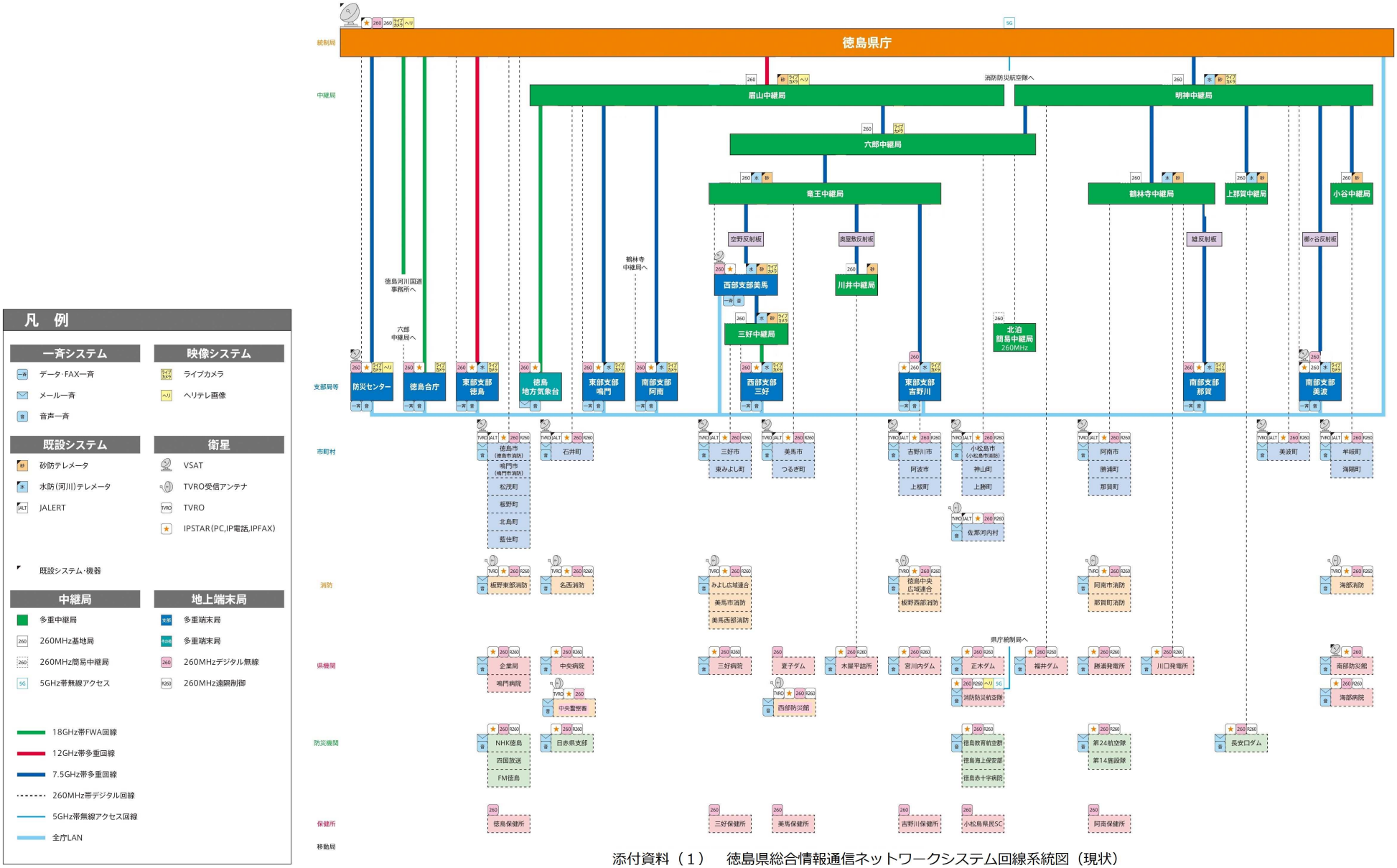

添付資料（１）　徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図（現状）

添付資料（２）　地球局の設置場所等（ＬＡＳＣＯＭ）（現状）

	設置場所 （地球局）	局番号	住　所
1	徳島県庁	36-211	徳島市万代町１丁目１番地
2	防災センター	36-377	板野郡北島町鯛浜字大西165
3	南部総合県民局美波庁舎	36-461	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
4	西部総合県民局美馬庁舎	36-271	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
5	徳島県立南部防災館	36-487	海部郡海陽町浅川字西福良４３
6	徳島県消防防災ヘリコプター	36-109	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
	（ＴＶＲＯ局）		
1	徳島県衛星可搬局	36-002	徳島市万代町１丁目１番地
2	徳島県立西部防災館	36-003	美馬市美馬町字中鳥
3	徳島中央警察署	36-045	徳島市徳島町１丁目５番地の２
4	徳島市役所	36-023	徳島市幸町2-5
5	鳴門市役所	36-024	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
6	小松島市役所	36-026	小松島市横須町1-1
7	阿南市役所	36-021	阿南市富岡町トノ町12-3
8	吉野川市役所	36-040	吉野川市鴨島町鴨島115-1
9	阿波市役所	36-039	阿波市市場町切幡字古田201-1
10	美馬市役所	36-042	美馬市穴吹字九反地5
11	三好市役所	36-043	三好市池田町シンマチ1500-2
12	勝浦町役場	36-009	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
13	上勝町役場	36-028	〃　上勝町大字福原字下横峰3-1
14	佐那河内村役場	36-029	名東郡佐那河内村字中辺71-1
15	石井町役場	36-022	名西郡石井町高川原字高川原121-1
16	神山町役場	36-030	〃　神山町神領字本野間100
17	那賀町役場	36-031	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
18	牟岐町役場	36-033	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
19	美波町役場	36-032	〃　美波町奥河内字本村18-1
20	海陽町役場	36-034	〃　海陽町大里字上中須128
21	松茂町役場	36-010	板野郡松茂町広島字東裏30
22	北島町役場	36-035	〃　北島町中村字上地23-1
23	藍住町役場	36-036	〃　藍住町奥野矢上前52-1
24	板野町役場	36-037	〃　板野町吹田字町南22-2
25	上板町役場	36-038	〃　上板町七条字経塚42
26	つるぎ町役場	36-041	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
27	東みよし町役場	36-044	三好郡東みよし町加茂3360
28	鳴門市消防本部	36-025	鳴門市撫養町南浜字東浜170
29	小松島市消防本部	36-027	小松島市横須町1-1
30	阿南市消防本部	36-018	阿南市辰己町1-33
31	美馬市消防本部	36-016	美馬市脇町字拝原1742-1
32	那賀町消防本部	36-019	那賀郡那賀町百合字石橋250
33	海部消防組合消防本部	36-020	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1
34	板野東部消防組合消防本部	36-013	板野郡北島町北村字大開11-1
35	板野西部消防組合消防本部	36-012	板野郡板野町羅漢字前田35
36	名西消防組合消防本部	36-014	名西郡石井町高川原字高川原66-8
37	徳島中央広域連合消防本部	36-011	徳島県吉野川市鴨島町上下島21番地1
38	美馬西部消防組合消防本部	36-017	美馬市美馬町字天神119
39	みよし広域連合消防本部	36-015	三好郡東みよし町足代345-1

添付資料（３）　地球局の設置場所等（ＩＰＳＴＡＲ）（現状）

	設置場所	
1	徳島県庁	徳島市万代町１丁目１番地
2	徳島合同庁舎	徳島市新蔵町１丁目35
3	鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩七枚19-1
4	吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1
5	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町37-13
6	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46
7	南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
8	南部総合県民局那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
9	西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
10	西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町マチ2415
11	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165
12	消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
13	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43
14	木屋平詰所	美馬市木屋平字川井161番地
15	中央病院	徳島市蔵本町1-10-3
16	三好病院	三好市池田町シマ815-2
17	海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1
18	鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32
19	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間58
20	福井ダム	阿南市福井町中連71-1
21	企業局総合管理推進センター	徳島市新蔵町1-86
22	正木ダム	勝浦郡上勝町正木
23	川口発電所	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1
24	勝浦発電所	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7
25	西部防災館	美馬市美馬町字中鳥
26	徳島市	徳島市幸町2-5
27	鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
28	小松島市	小松島市横須町1-1
29	阿南市	阿南市富岡町トノ町12-3
30	吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島115-1
31	阿波市	阿波市市場町切幡字古田201-1
32	美馬市	美馬市穴吹字九反地5
33	三好市	三好市池田町シンマチ1500-2
34	勝浦町	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
35	上勝町	〃　上勝町大字福原字下横峰3-1
36	佐那河内村	名東郡佐那河内村字中辺71-1
37	石井町	名西郡石井町高川原字高川原121-1

	設置場所	
38	神山町	名西郡神山町神領字本野間100
39	那賀町	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
40	牟岐町	〃　牟岐町大字中村字本村7-4
41	美波町	〃　美波町奥河内字本村18-1
42	海陽町	〃　海陽町大里字上中須128
43	松茂町	板野郡松茂町広島字東裏30
44	北島町	〃　北島町中村字上地23-1
45	藍住町	〃　藍住町奥野矢上前52-1
46	板野町	板野郡板野町吹田字町南22-2
47	上板町	〃　上板町七条字経塚42
48	つるぎ町	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
49	東みよし町	三好郡東みよし町加茂3360
50	徳島市消防局	徳島市新蔵町1-88
51	鳴門市消防	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
52	小松島市消防	小松島市横須町1-1
53	阿南市消防	阿南市富岡町トノ町1-1
54	美馬市消防	美馬市脇町字拝原1742-1
55	那賀町消防	那賀郡那賀町百合字石橋250
56	名西消防	名西郡石井町高川原字高川原66-8
57	海部消防	海部郡牟岐町大字川長真光寺98-1
58	板野東部消防	板野郡松茂町広島字西川向25
59	板野西部消防	板野郡板野町羅漢字前田35
60	中央広域連合	吉野川市鴨島町鴨島115-1
61	美馬西部消防	美馬市美馬町字天神119
62	みよし広域連合	三好郡東みよし町足代345-1
63	長安口ダム	那賀郡那賀町小浜字立石5-4
64	徳島地方気象台	徳島市大和町2-3-36
65	徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開1-11
66	第１４施設隊	阿南市那賀川町小延413-1
67	徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
68	第２４航空隊	小松島市和田島町洲端4-3
69	日赤県支部	徳島市庄町3丁目12-1
70	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103
71	NHK徳島放送局	徳島市寺島本町東1丁目28
72	四国放送	徳島市中徳島町2-5-2
73	エフエム徳島	徳島市寺島本町西1-61
74	徳島中央警察署	徳島市徳島町1丁目5番地の2

※徳島市・徳島市消防局、鳴門市・鳴門市消防本部、小松島市・小松島市消防本部は各2施設に対して衛星モデムは1台のみ。

委託業務特記仕様書（令和5年5月1日以降適用）

（重点調査）

第１条　重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

２　重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第１号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に監督員に提出しなければならない。

３　受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

４　重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

５　重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席(臨場)し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

様式第１号

重点調査回答書

委託業務名	
委託業務箇所	
落札価格	千円(税込み)
受注者名	
回答者名	印

回　　答

1　入札価格の積算根拠

(1)　業務委託積算内訳書　　(別紙可)

・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等）
・一般管理費の内訳（事務用品費，通信交通費，福利厚生費，雑費等）
・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費）
・外注経費の内訳（具体的な見積書等）
・使用機材の内訳
・その他の内訳

(2) 低価格の理由・根拠

(3) 利益見通し

2　業務計画の内容
(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴　（別紙可） ・管理技術者の手持ち業務数 (2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴　（別紙可） ・照査技術者の手持ち業務数 ・ (3) 業務計画書（委託契約書第３条参照　別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 (4) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係　（別紙可） ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係　（別紙可） (5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無　（別紙可）

3　業務受注状況等
(1) 現在の受注状況 ・県発注業務の受注件数　（別紙可） ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数　（別紙可） (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数　（別紙可） (3) 保有技術者数　（別紙可）

以上相違ありません。

令和　　年　　月　　日

商号又は名称

代 表 者 名　　印

別記様式

業　務　計　画　書

1．当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

＜記載例＞

工　　種	種　　別	細　　別	規格	単位	数　　量	摘　　要

(3) 実施方法

・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する．

＜記載例＞

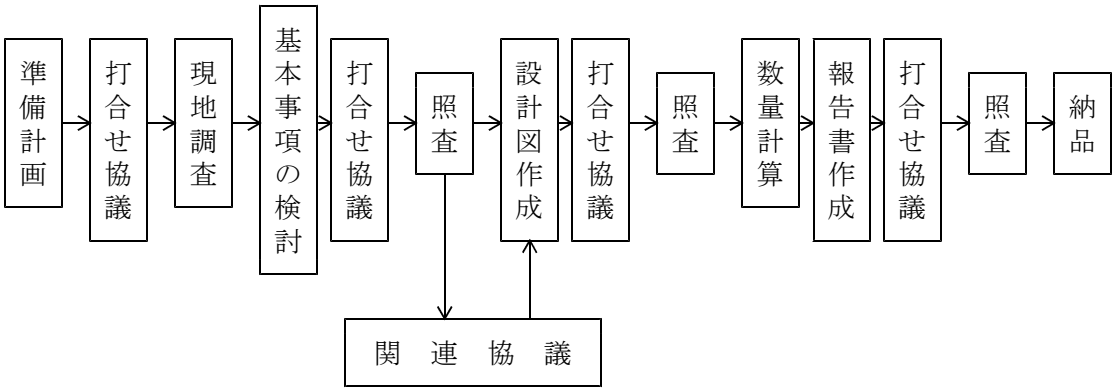

(4) 想定される問題点，制約条件等

・想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する．

2. 概略の業務工程

・業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

＜記載例＞

工程 工種	○○月 10	 20		○○月 10	 20		技術者計	
準　備・計　画								
現　地　調　査								
○○概略検討								
路線選定								
照　　査								
打 合 せ 協 議								
関　連　協　議								
管 理 技 術 者	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
照 査 技 術 者			○○		○○		○○	
技　　師　　A	○○		○○	○○	○○		○○	
技　　師　　B	○○	○○	○○	○○		○○	○○	
技　　師　　C		○○			○○		○○	
計	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

・照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする.

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

＜記載例＞

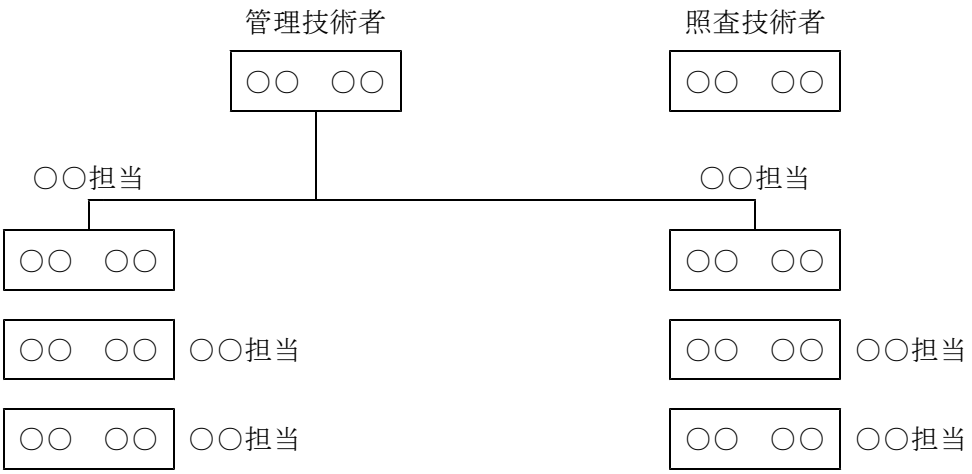

5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

・仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

・当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。